

第165号議案 長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例の概要	1
2 長崎市夜間急患センターの概要	2～3
3 内科における深夜帯の診療時間見直しに伴う周知方法	3
4 長崎市夜間急患センター条例新旧対照表	4

市民健康部

令和元年11月



1 長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

長崎市夜間急患センターは、一般社団法人長崎市医師会を指定管理者として、夜間及び年末年始における軽症の救急患者の診療を行うため、内科、小児科、耳鼻いんこう科を標榜し運営を行っている。

このうち内科の診療時間について、平日は午後8時から翌日の午前0時までに対し、休日は午後8時から翌日の午前7時までとしているが、休日の深夜帯にあたる午前0時から午前7時までの利用状況等を勘案し、内科の診療時間の見直しを行いたい。

(2) 改正内容

長崎市夜間急患センターの診療科目中「内科」の診療時間を次のとおり改正する。

【現行】

(第2条関係)

【改正案】

(第2条関係)

診療科目	診療日	診療時間
内科	平日(※1)	午後8時から翌日の午前0時まで
	休日(※2)	午後8時から翌日の午前7時まで
	12月31日から翌年の1月3日までの日	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前7時まで
小児科	平日及び休日	午後8時から翌日の午前7時まで
	12月31日から翌年の1月3日までの日	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前7時まで
耳鼻いんこう科	平日	午後8時から翌日の午前0時まで

診療科目	診療日	診療時間
内科	平日及び休日	午後8時から翌日の午前0時まで
	12月31日から翌年の1月3日までの日	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前0時まで
小児科	平日及び休日	(変更なし)
	12月31日から翌年の1月3日までの日	(変更なし)
耳鼻いんこう科	平日	(変更なし)

※1・・・平日(休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日を除く日)

※2・・・休日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。))

(3) 施行期日

令和2年4月1日

2 長崎市夜間急患センターの概要

(1) 施設の概要

ア 所在地	長崎市栄町2番22号
イ 開設	平成14年4月1日
ウ 延面積	509.68㎡
エ 診療科目	内科、小児科、耳鼻いんこう科
オ 診療日	毎日
カ 運営	指定管理者（一般社団法人長崎市医師会）

(2) 長崎市夜間急患センターの変遷

平成14年4月1日	長崎市休日夜間急患診療所と長崎市医師会平日夜間急患診療所を一元化し、長崎市夜間急患センターを開設（内科、小児科、外科、整形外科）
平成18年4月1日	一般社団法人長崎市医師会を指定管理者として運営開始
平成22年4月1日	外科、整形外科を廃止
平成24年7月2日	耳鼻いんこう科を開設

(3) 施設の利用状況

ア 患者数（平成30年度実績）

	来院患者数 (人)	1日平均 (人)	時間帯別患者数(人)					
			昼間	1日平均	準夜帯 (※1)	1日平均	深夜帯 (※2)	1日平均
内科	3,864 (31.3%)	10.6	182 (1.5%)	45.5	3,307 (26.8%)	9.1	375 (3.0%)	3.0
小児科	7,852 (63.5%)	21.5	143 (1.0%)	35.8	5,663 (45.9%)	15.5	2,046 (16.6%)	5.6
耳鼻いんこう科	638 (5.2%)	2.6	/		638 (5.2%)	2.6	/	
合計	12,354 (100%)	33.8	325 (2.5%)	81.3	9,608 (77.9%)	27.2	2,421 (19.6%)	8.6

(※1) 準夜帯（午後8時から翌日の午前0時まで）

(※2) 深夜帯（午前0時から午前7時まで）

イ 患者数の推移（平成26年度～平成30年度）

(人)

年度		26	27	28	29	30	
診療日数	総数	365	366	365	365	365	
	夜間	365	366	365	365	365	
	昼間	4	4	4	4	4	
患者数	総数	14,455	13,772	13,643	13,562	12,354	
	内科	準夜	3,294	3,191	3,419	3,500	3,307
		深夜	367	368	392	369	375
		昼間	273	93	143	284	143
	小児科	準夜	6,878	6,772	6,564	6,368	5,663
		深夜	2,430	2,444	2,284	2,052	2,046
		昼間	487	195	151	351	182
	耳鼻いんこう科	準夜	726	709	690	638	638

3 内科における深夜帯の診療時間見直しに伴う周知方法

- (1) 夜間急患センターへのポスター掲示及びチラシの設置
- (2) 広報ながさきへの掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) 市政テレビ番組及びラジオ番組等のメディアの活用
- (5) 関係機関への周知文書の送付 など

4 長崎市夜間急患センター条例新旧対照表（抜粋）

現 行			改正案		
<p>(診療科目、診療日及び診療時間)</p> <p>第2条、センターの診療科目、診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、診療日及び診療時間を変更することができる。</p>			<p>(診療科目、診療日及び診療時間)</p> <p>第2条 センターの診療科目、診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、診療日及び診療時間を変更することができる。</p>		
診療科目	診療日	診療時間	診療科目	診療日	診療時間
内科	平日	午後 8 時から翌日の午前 0 時まで	内科	平日及び休日	午後 8 時から翌日の午前 0 時まで
	休日	午後 8 時から翌日の午前 7 時まで		12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日	午前 10 時から午後 6 時まで及び午後 8 時から翌日の午前 0 時まで
	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日	午前 10 時から午後 6 時まで及び午後 8 時から翌日の午前 7 時まで			
小児科	平日及び休日	午後 8 時から翌日の午前 7 時まで	小児科	平日及び休日	午後 8 時から翌日の午前 7 時まで
	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日	午前 10 時から午後 6 時まで及び午後 8 時から翌日の午前 7 時まで		12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日	午前 10 時から午後 6 時まで及び午後 8 時から翌日の午前 7 時まで
耳鼻いんこう科	平日	午後 8 時から翌日の午前 0 時まで	耳鼻いんこう科	平日	午後 8 時から翌日の午前 0 時まで
			<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>		